

## 8 章 問題解答

### 予習問題

1. 廃掃法では廃棄物をごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものと定義している。放射性物質や放射性物質により汚染されたものは廃掃法の廃棄物の定義からは除外されている。
2. 廃掃法では廃棄物は大別すると2つに区分される。また、2つに区分された廃棄物には具体的にどのようなものがあるか事前に調べておこう。
3. 廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に大別される。一般廃棄物は市町村の処理責任において主に家庭から排出されるごみ（一般ごみ、粗大ごみ）とし尿である。産業廃棄物は事業者の処理責任において事業活動に伴って生じた廃棄物のうち廃掃法で定められた20種類と廃掃法に規定されている輸入された廃棄物である。一般廃棄物は各家庭から出される燃えるごみ、産業廃棄物は事業活動で生じる燃えがらや金属くずなどがある。

図3-2-1 我が国における物質フロー（平成25年度）

（単位：百万トン）

		2000	2013		
実量	投入	総物質投入量	2,138	1,674	
		天然資源等投入量	1,925	1,405	
		輸入	800	816	
		輸入製品	48	59	
		輸入資源	752	757	
		国内資源	1,125	588	
		循環利用量	213	269	
		含水等	299	258	
		産出	輸出	120	182
			蓄積純増	1,110	515
	エネルギー消費及び工業プロセス排出		500	553	
	食料消費		97	85	
	施肥		16	13	
	廃棄物等の発生量		595	584	
	自然還元		85	81	
	廃棄物の減量化		241	218	
	廃棄物の最終処分		56	16	
	循環利用	213	269		
	合計	2,437	1,932		

※1: 含水等: 廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済資料: 環境省

出典: <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h28/html/hj16020302.html>

4. 発生した廃棄物の一部は再利用され、排出された廃棄物は、分別・保管、収集運搬の工程を経て最終処分やリサイクルしやすくするための物理的・化学的処理を施す中間処理が行われ、最終処分される。中間処理は廃棄物の減量・減容化を目的とする破碎、焼却、脱水、安定化・無害化などを目的に行う中和、熔融、廃棄物をリサイクルすることを目的とした選別などがある。また最終処分は廃棄物を安定化させ周辺環境に影響を及ぼさないことを目的に陸上、海上で廃棄物を保管し続けることである。

5. 循環型社会を形成するための法体系は 1993 年 11 月に制定された環境政策の根幹を定めている「環境基本法」のもと、2000 年 5 月に「循環型社会形成推進基本法（循環基本法）」が制定された。循環基本法に基づき、廃棄物の適正処理を定めた「廃掃法（1970 年 12 月制定）」と再生利用の推進を図る「資源有効利用促進法（1991 年 4 月制定）」が定められている。

廃掃法では廃棄物の発生抑制、リサイクルを含む適正処理、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の設定などが定められている。

資源有効利用促進法では再生資源のリサイクル、リサイクルを容易とする構造や材質などの工夫、分別回収表示、副産物の有効利用の促進などが定められている。また、個別物品の特性に応じた規制として、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法の 6 つのリサイクル法が定められている。

循環型社会の形成には製品供給側による環境配慮型製品の生産と需要側によるそれらの選択・購入が必要である。国や地方公共団体が牽引役として積極的に環境配慮型製品の購入の推進を定めている法律が、2000 年 5 月に制定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」である。



**8-A2** 発生した廃棄物の一部は再利用され、排出された廃棄物は、分別・保管、収集運搬の工程を経て最終処分やリサイクルしやすくするための物理的・化学的処理を施す中間処理が行われ、最終処分される。廃掃法では排出されたあとの分別・運搬・保管から再生、最終処分までを「処理」、中間処理と最終処分を「処分」と定義されている。

**8-A3** ⑤のパソコンである。パソコンは小型家電リサイクル法に含まれる。

## 演習問題 B

**8-B1** 2000年5月に制定された「循環型社会形成推進基本法（循環基本法）」に天然資源の消費を抑制し、環境負荷低減を行うため循環資源の処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理）や国、地方公共団体、事業者、国民の循環型社会形成のための役割を明確化された。排出者責任とは、廃棄物等を排出する者が、排出したものを適正なりサイクルや処理に関する責任を負うという考え方である。拡大生産者責任（EPR）とは、1994年に欧州経済協力開発機構が提唱した概念を取り入れ、生産事業者がその製品などを使用後まで一定の責任を持つ必要があることである。

**8-B2** 廃棄物を排出する事業者産業廃棄物を排出事業者の自らの責任で適正処理を行うことになっており、マニフェスト制度は委託処理における排出事業者責任の明確化と不法投棄の防止を目的に導入された。産業廃棄物は排出事業者から収集運搬業者により中間処理業者に移動し、中間処理が行われる。その後、中間処理業者は排出事業者として、中間処理したものと収集運搬業者を経由し、最終処分業者により、産業廃棄物が最終処分される。全ての産業廃棄物にマニフェストの使用が義務付けられ、中間処理を行った後の最終処分の確認が必要になっている。排出事業者はマニフェストの交付後90日以内（特別管理産業廃棄物は60日以内）に委託した産業廃棄物の中間処理または直接最終処分が終了したことを確認する必要がある。中間処理を経由した場合は中間処理した後90日以内に最終処分が終了したことを確認する必要がある。排出事業者は、上記の期限内にマニフェストによる処理終了報告がない場合、処理状況の把握したのち適切な措置及び都道府県等に報告する必要がある。